

## 今後の新地方公会計の推進に関する研究会（第21回）

### 【開催日時等】

○開催日時：平成25年1月31日（木）13:00～15:00

○場 所：総務省10階 共用10階会議室

○出席者：鈴木座長、伊澤委員、石原委員、鶴川委員、川村委員、小西委員、小室委員、菅原委員、関川委員、関口委員、財務省公会計室、東京都会計管理局、大阪府会計局、黒田大臣官房審議官、開出財務調査課長 他

### 【議題】

- (1) 基準のあり方について
- (2) 複式簿記の導入について
- (3) 固定資産台帳の整備について
- (4) その他

### 【配付資料】

資料1 前回（11月20日）の議論

資料2 地方公共団体の行財政運営の特性を踏まえた財務業績の示し方について

資料3 純資産変動計算書に関する提案

資料4-1 総務省方式改訂モデルにおける複式簿記の考え方

資料4-2 複式簿記の程度の比較

資料4-3 基準モデルにおける事務処理例

資料4-4 複式簿記の概要（東京都）

資料4-5 複式簿記の概要（大阪府）

資料5 有形固定資産の評価基準に係るこれまでの議論

○配付資料に関して、事務局より説明

○基準のあり方に関して、地方公共団体の行財政運営の特性を踏まえた財務業績の示し方について事務局より説明（「資料2」関係）

○上記に係る意見等

- ・ 税金を行政コスト計算書の収入に計上した場合、建設事業費に関して収入と費用が対応しないとのことであるが、減価償却費が費用として考慮されるのではないか。発生主義における収入と費用の差額がどういう意味を持っているのかということのを正しく伝えていくことが財務諸表を作成する本来の目的なのではないか。
- ・ 財務業績について、収支均衡という財政の観点と期間負担の公平性という会計の観点を区別して考えた方がよいのではないか。会計上は全ての収益と費用を対応させて税負担とコストがどう対応しているかを示すのが財務業績なのではないか。
- ・ 財務業績について、フローとストックを分けて考えるべきではないか。フローで言えば行政コスト計算書における収入と費用の差額であり、ストックで言えば貸借対照表の科目の増減であるが、純資産の変動はないもののストックに影響するものはあり、これらを純資産変動計算書で総額表示することも一定の意味があるのではないか。
- ・ 臨時財政対策債の問題は、財源対策債や行革推進債等の他の地方債も含めて、建設債かそうでないか、地方交付税の算入があるかどうかを注記でどう表記するかという問題ではないか。受益と負担という言葉の使い方があがるが、貸借対照表で表現できるのは、受益ではなく費用ではないか。
- ・ ストックは貸借対照表、フローは税金等を含めて行政コスト計算書に計上し、フロー情報を収入と支出でバランスさせて一覧にした方が理解は深まるのではないか。また、資金収支計算書と現行の予算決算情報との関係を考慮する必要があるのではないか。
- ・ それぞれの財務書類において、資産と負債のバランス、発生ベースのフローでの受益と負担のバランス、現金ベースのフローでの収入と支出のバランスを示すことで、全体で財務業績を示すというのも1つの考え方ではないか。
- ・ 固定資産の取得のための収入については、繰延処理を行ったり、いずれ収益化される負債については前受金処理をするなど、発生主義会計においては様々な工夫の余地があるのではないか。
- ・ フローとストックを合わせて財務業績として位置付けるという考え方は、理解可能性や活用の観点からすると、ハードルが高いのではないか。

○続いて、純資産変動計算書に関する提案について菅原委員より説明（「資料3」関係）

○上記に係る意見等

- ・ 公債発行により固定資産を形成した場合のように、純資産に変動はないが、将来の税収の使い道について現在の人々があらかじめ決定したというような情報を財務書類に取り込もうとする試みについては、わかりやすく表示できるのであれば非常に有益ではないか。
- ・ 新地方公会計制度実務研究会報告書が示す資源配分、所得再分配、経済安定化という財政の3機能について、財務諸表に取り入れられるものは取り入れるということは必要であるが、完全な形で取り入れることは現実には難しいのではないか。
- ・ 財政の3機能を表現できる公会計の整備は取り組むべき課題と考えられるが、地方公共団体の場合は必ずしも3機能すべてを達成しているわけではなく、すべてを取り入れる必要はないのではないか。
- ・ 会計の機能は経済的な実態を表すということであり、財政の機能そのものとは一致せず、理解可能性の観点からは、会計の機能として経済実態を把握し、それに基づいて財政を分析するとした方がより適当なのではないか。
- ・ 基準モデルの純資産変動計算書の役割は、附属明細表や資金収支計算書等で代替できるのではないか。
- ・ 会計上の取引を改めて映し出すのが財務諸表であり、会計上の取引ではない純資産の中の変動を財務諸表の本表で示すというのは、無理なことを実施している可能性があるのではないか。
- ・ 純資産変動計算書を財務諸表の本表とするのか、注記や附属明細表とするのか、また、財務諸表を補足する情報として、附属明細表やナラティブレポートといった記述情報をどのように位置付けるのかといった論点を整理する必要があるのではないか。
- ・ 現金主義の歳入歳出・予算決算における財源内訳に加えて、発生主義ベースでの財源内訳をどこで表示すべきかという論点ではないか。仮に発生主義の財源内訳の妥当性に疑問があるのであれば、財務諸表の本表ではなく附属明細表のような形で示すのがよいのではないか。
- ・ 過去、現在、未来の住民の受益と負担のバランスをとることが財務的な中立公平性であると考えられ、それを表すのが純資産変動計算書と位置付けるのであれば、財務諸表の本表として位置付けるべきではないか。

○複式簿記の導入に関して、総務省方式改訂モデルにおける複式簿記の考え方について小室委員より説明（「資料４－１」関係）

○上記に係る意見等

- ・ 複式簿記について、一般的に定義すると、財務諸表の勘定体系に沿って取引を仕訳するというのが本来の意味であり、総務省方式改訂モデルにおける複式簿記については、あくまで現金主義の勘定体系から発生主義の勘定体系への組替えと整理した方がよいのではないかと。
- ・ 複式簿記の検証機能として、予算を執行する部門と財産を管理する部門とで帳簿と財産台帳を相互にチェックできるというのが大きな機能としてあるが、こうした観点からすると日々仕訳を行うことが効率的かつ合理的ではないかと。
- ・ 決算統計活用型の総務省方式改訂モデルでも、固定資産台帳を整備した上で、投資的経費も含めたすべての収支の振り分け（仕訳）をシステム上であらかじめ設定しておけば、正確な集計が可能である（複式簿記導入型の総務省方式改訂モデルと同様の効果が得られる）。事後的に仕訳が適切であったかのチェックが必要なのはこうした投資的経費等のごく一部であり、全国一律に複式仕訳を可視化する必要はなく、団体の規模等も考慮した導入可否を検討してもよいのではないかと。
- ・ 現場の地方公共団体職員に理解してもらえるよう、複式簿記を導入する意義を詰める必要があるのではないかと。例えば、損益分岐点分析など、管理会計として様々な手法に加工、編集するためのデータベースとして複式簿記が重要なのではないかと。
- ・ 事業ごとや部署ごとなど、細かい単位でのコスト情報を得るためには複式簿記が必要なのではないかと。
- ・ 現金出納に係る取引の多寡と複式簿記の必要性の有無というのは、必ずしも関連しないのではないかと。

○その他の意見等

- ・ 総務省方式改訂モデルにおける資産情報の段階的整備について、目処となる期限が示されていない中で、実際に整備を行ったという事例は少ないという印象であり、全体的なロードマップを示す必要があるのではないかと。